

令和 5 年 度

呉市健全化判断比率及び資金不足比率

審査意見書

呉 市 監 査 委 員

呉 監 第 5 1 4 号

令和 6 年 8 月 2 2 日

呉市長 新 原 芳 明 様

呉市監査委員

大 下 正 起

沖 本 恭 治

阪 井 昌 行

令和 5 年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により、審査に付された令和 5 年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査し、別紙のとおり意見を決定したので提出します。

目 次

令和5年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第1	審査の種類	1
第2	審査の対象	1
第3	審査の期間	1
第4	審査の着眼点	1
第5	審査の実施内容	1
第6	審査の結果	1
1	健全化判断比率	2
(1)	健全化判断比率の状況	2
ア	実質赤字比率	2
イ	連結実質赤字比率	2
ウ	実質公債費比率	2
エ	将来負担比率	4
(2)	審査意見	5
2	資金不足比率	6
(1)	資金不足比率の状況	6
(2)	審査意見	6

令和５年度呉市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

第１ 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第22条第１項の規定による健全化判断比率及び資金不足比率の審査

第２ 審査の対象

実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率，将来負担比率（以下「健全化判断比率」と総称する。）及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類

第３ 審査の期間

令和６年７月４日から８月８日まで

第４ 審査の着眼点

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し，かつ，正確であるかについて審査した。

第５ 審査の実施内容

審査に付された令和５年度（以下「当年度」という。）の健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類について，関係資料と照合検査を実施したほか，関係職員から説明を聴くなどの方法により，呉市監査基準に準拠して実施した。

第６ 審査の結果

第１から第５まで記載のとおり審査した限りにおいて，当年度の健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類は，重要な点において，いずれも法令に適合し，かつ，正確であると認めた。

なお，各比率の状況及び審査意見は次のとおりである。

1 健全化判断比率

(1) 健全化判断比率の状況

健全化判断比率の状況は、第1表のとおりである。

第1表 健全化判断比率の状況

(単位 ٪)				
区 分	R 5 年 度	R 4 年 度	増 減	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	11.25
連結実質赤字比率	—	—	—	16.25
実 質 公 債 費 比 率	5.4	6.0	△ 0.6	25.0
将 来 負 担 比 率	34.9	43.7	△ 8.8	350.0

(注) 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合は、「—」で表示している。

2 各比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

ア 実質赤字比率

実質赤字比率は、市税、地方交付税等の一般財源を支出の主な財源としている一般会計等（一般会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、公園墓地事業特別会計及び地域下水道事業特別会計をいう。以下同じ。）について、歳出に対する歳入の資金不足額を標準財政規模（標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額を加算した額をいう。以下同じ。）で除したものである。

当年度の一般会計等の実質収支額は、3,593,127千円の黒字となっており、対象となる全ての会計においても、実質赤字額は発生していない。

イ 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、一般会計等に公営事業会計（16会計）を合わせた全会計（20会計）の赤字額と黒字額を合算して、市全体の歳出に対する歳入の資金不足額を標準財政規模で除したものである。

当年度の連結実質収支額は、7,591,609千円の黒字となっており、対象となる全ての会計においても、実質赤字額は発生していない。

ウ 実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければ

ならない地方債の返済額から返済に充当した特定財源を控除した経費（以下「元利償還金」という。）及びこれに準じた経費（以下「準元利償還金」という。）を，標準財政規模を基本とした額で除したものの過去３か年の平均値である。

当年度の実質公債費比率は5.4％で，前年度に比べ0.6ポイント低下し，早期健全化基準（25.0％）を下回っている。

当年度の実質公債費比率の算定基礎は令和３年度から当年度までの数値であり，前年度の算定基礎は令和２年度から前年度までの数値であることから，重複していない当年度と令和２年度の数値を単年度で比較してみると，第２表のとおりである。

第２表 単年度数値の比較表

(単位 千円，％)

区 分	R 5 年 度	R 2 年 度	増 減	増減率
元利償還金	10,045,184	10,946,520	△ 901,336	△ 8.2
準元利償還金	1,584,854	1,746,960	△ 162,106	△ 9.3
合 計 (A)	11,630,038	12,693,480	△ 1,063,442	△ 8.4
基準財政需要額に算入された公債費	7,794,273	7,893,833	△ 99,560	△ 1.3
基準財政需要額に算入された準公債費	1,602,569	1,657,963	△ 55,394	△ 3.3
合 計 (B)	9,396,842	9,551,796	△ 154,954	△ 1.6
標準財政規模 (C)	56,173,101	56,049,651	123,450	0.2
(A)－(B)	2,233,196	3,141,684	△ 908,488	△ 28.9
(C)－(B)	46,776,259	46,497,855	278,404	0.6
実質公債費比率(単年度数値) $\frac{(A)-(B)}{(C)-(B)}$	4.8	6.8	△ 2.0	－
実質公債費比率(３か年平均)	5.4	8.1	△ 2.7	－

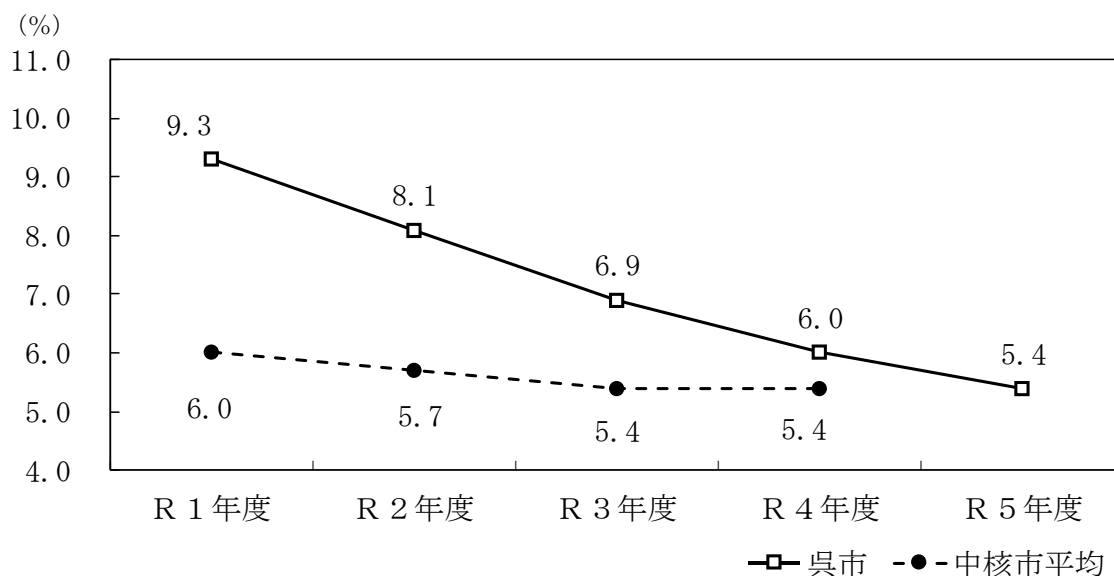
(注) 令和２年度の「元利償還金」，「合計(A)」，「(A)－(B)」の数値は，「令和３年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率報告書」において修正があったため，修正後の数値を記載している。

当年度は，令和２年度に比べ，実質公債費比率の単年度数値が2.0ポイント低下している。

これは，普通交付税額の増に伴う標準財政規模の増及び算入公債費等の減により，分母((C)－(B))で278,404千円(0.6％)増加し，加えて，元利償還金等の減により，分子((A)－(B))で908,488千円(28.9％)減少したことによるものである。これにより，前述のとおり，実質公債費比率(３か年平均)も低下している。

本市及び中核市平均の実質公債費比率の最近5年間の推移は、第1図のとおりである。

第1図 実質公債費比率の推移



エ 将来負担比率

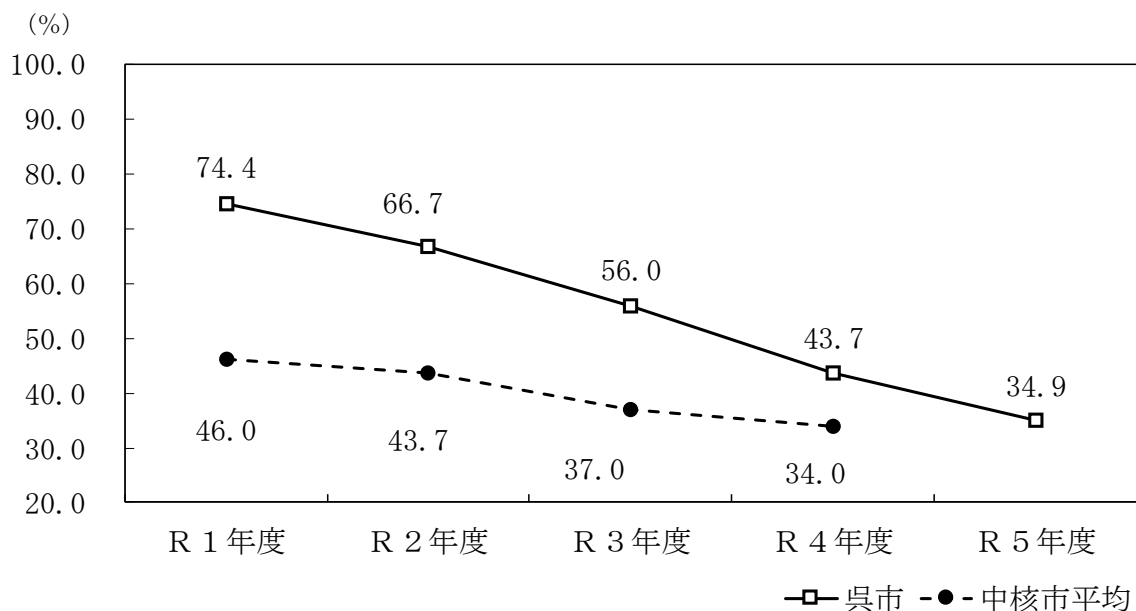
将来負担比率は、一般会計等が将来的に負担すべき負債に当たる額（将来負担額）を把握し、その額から負債の償還に充てることができる基金等の額を控除した額（以下「実質的な将来負担額」という。）を標準財政規模を基本とした額で除したものである。

当年度の将来負担比率は34.9%で、前年度に比べ8.8ポイント低下し、早期健全化基準（350.0%）を下回っている。

これは、主として、一般会計等に係る地方債の現在高で3,710,220千円（3.3%）、公営企業債等繰入見込額で1,575,797千円（7.3%）、それぞれ減少したことにより、実質的な将来負担額が、前年度に比べ3,821,025千円（18.9%）減少したことによるものである。

本市及び中核市平均の将来負担比率の最近5年間の推移は、第2図のとおりである。

第2図 将来負担比率の推移



(2) 審査意見

本市においては、財政運営における目指すべき目標の一つとして、将来負担比率の段階的な低減を図り、中核市の平均値程度に近づけることを掲げている。

実質公債費比率及び将来負担比率について前年度の数値を中核市平均と比較してみると、実質公債費比率は0.6ポイント、将来負担比率は9.7ポイント、それぞれ上回っているものの、これまでの目標達成に向けた取組等により、いずれの数値も中核市平均に近づきつつある。

引き続き、健全な財政運営の確保に向けた取組等を進めていただきたい。

2 資金不足比率

(1) 資金不足比率の状況

資金不足比率の状況は、第3表のとおりである。

第3表 資金不足比率の状況

区 分			R 5 年 度	R 4 年 度	経営健全 化 基 準
法 適 用 企 業	病 院 事 業 会 計		—	—	%
	水 道 事 業 会 計		—	—	
	工 業 用 水 道 事 業 会 計		—	—	
	下 水 道 事 業 会 計		—	—	
法 非 適 用 企 業	宅地造成 事業以外	集 落 排 水 事 業 特 別 会 計	—	—	20.0
		地 方 卸 売 市 場 事 業 特 別 会 計	—	—	
		野 呂 高 原 ロ ッ ジ 事 業 特 別 会 計	—	—	
		港 湾 整 備 事 業 特 別 会 計	—	—	
	宅地造成 事業	内 陸 土 地 造 成 事 業 特 別 会 計	—	—	
		臨 海 土 地 造 成 事 業 特 別 会 計	—	—	

(注) 1 資金不足額がない場合は、「—」で表示している。

2 経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければならない。

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率を表したものである。

対象となる公営企業10会計において、資金不足額は発生していない。

また、当年度の資金剰余額は、法適用企業では病院事業会計が164,098千円、水道事業会計が1,967,409千円、工業用水道事業会計が1,292,642千円、下水道事業会計が297,253千円となっており、法非適用企業では集落排水事業特別会計が1,061千円、地方卸売市場事業特別会計が6,585千円となっている。

(2) 審査意見

資金不足額は発生していないものの、下水道事業会計をはじめ、多くの会計で一般会計からの繰入金等があり、当該繰入れにより収支均衡を図っている会計もある。

については、当該繰入金等の減少を図るなど、一層、健全な財政運営の確保に努められたい。